

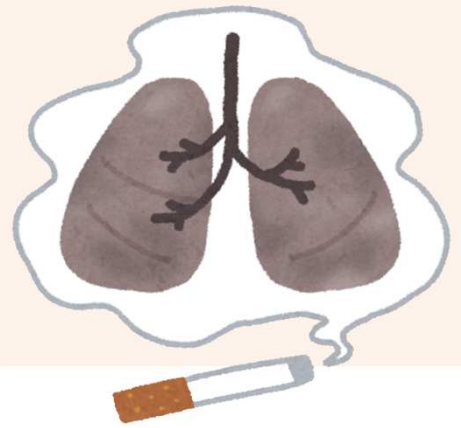
お得に禁煙を始めたいなら 今が絶好のチャンス！

治療における
自己負担額
20,160円
(一例)

禁煙外来治療費を

最大 **10,000円** 助成します

実質
自己負担額
10,160円



対象

- ・15歳未満の子ども又は妊婦と同居している人
- ・妊婦本人

※その他条件があります。詳細は裏面をご確認ください。

交付申請 提出期限

令和4年3月31日

※治療完了後、交付申請書の提出が必要です。

※治療は、概ね3か月を要します。

●治療開始前に、市への届出が必要です。

●定員（先着100人）になり次第終了する場合があります。

▶禁煙支援医療機関一覧／一般社団法人 東広島地区医師会ホームページ

<http://www.east-hiroshima-med.or.jp/kinen.htm>



【問い合わせ先】

東広島市 健康福祉部 医療保健課 健康支援係

TEL: (082) 420-0936 FAX: (082) 422-2416

メールアドレス: hgh200936@city.higashihiroshima.lg.jp



禁煙外来治療費助成のご案内

対象者

先着100人!

15歳未満の子ども又は妊婦と同居している人又は妊婦本人で、次の要件を全て満たしている人

- ・治療開始前に医療保健課に事前届出を行い、確認事項に同意した人
- ・事前届出を行った日から治療を完了した日まで、継続して市内に住所を有する、満20歳以上の人
- ・公的医療保険が適用される所定の治療過程を登録決定通知日から6か月以内に完了した人

助成金額

禁煙外来治療費に要した費用（初診料、再診料、指導料、薬剤料を含む。）の自己負担額の2分の1（上限1万円） ※100円未満は切り捨て

手続き方法

登録申請

治療開始前に医療保健課に登録申請書を提出してください。

禁煙の意思や喫煙状況などについて確認するため、原則、治療を受けられる人本人が窓口にお越しください。

【必要なもの】

- ・禁煙外来治療費助成事業登録申請書（様式第1号）
- ・健康保険証などの本人確認ができるもの

治療の実施

医療保健課から登録審査結果通知書が送付されます。

医療機関に受診の予約を行い、治療を開始してください。

通知日から6か月以内に治療を完了したものが対象です。

治療は概ね3か月間で5回受診します。

全ての領収書の原本、明細書（医療機関・薬局）は大切に保管してください。

途中で治療を断念した場合、助成金は交付されませんので、ご注意ください。

助成金の交付申請

治療完了後、医療保健課で交付申請の手続きを行ってください。

※交付申請は、治療完了した月の翌月の月末までに行ってください。3月中に治療過程が完了した場合は、当該年度の末日までに助成金の交付申請を行ってください。

【必要なもの】

- ・禁煙外来治療費助成金交付申請書（様式第3号）
- ・禁煙治療に要した費用が確認できる領収書及び診療明細書
- ・禁煙外来治療完了証明書（様式第4号）
- ・健康保険証など本人確認ができるもの

助成金の請求

医療保健課から助成金交付決定通知書及び請求書が送付されます。

請求書に必要事項を記入し、医療保健課に提出してください。

ご指定の口座に助成金（上限1万円）が振り込まれます。

東広島 禁煙外来治療費助成

検索